

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第135号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月31日 06時30分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市の ^{おおげ} 大毛島北東岸 孫 ^{まご} 埼灯台から真方位155°300m付近 (概位 北緯34°14.20' 東経134°38.67')
事故等調査の経過	平成26年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{いち} 一丸、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	TO3-20481（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラに曲損及び欠損、舵板に曲損、船底外板に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、一本釣り漁を終えて帰航しようとしていたところ、霧により急激に視界が悪化したので、船長が、視界が回復するまで避泊することとし、投錨したもの、錨の爪が欠損しており、錨が海底を^か搔くことができなかつたので、避泊を諦めて帰航することとした。</p> <p>船長は、大鳴門橋下にある鳴門市の^{はだか}裸島が見えるまで、大毛島東岸に沿って航行することとし、微速で北東進中、潮流に乗って本船の速力が増したので、速力を落とそうと機関を後進とした際、船底下から異音が聞こえたので、プロペラに何か当たったと思い、機関を中立にした。</p> <p>本船は、更に潮流に圧流され、平成26年5月31日06時30分ごろ大毛島北東岸の干出浜（岩）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船の船底が露出していたので、自力での離脱を諦め、付近にいた人に海上保安庁への連絡を依頼し、来援した巡視艇により、甲板員と共に救助された。</p> <p>本船は、船長の知人によって船固めされた後、僚船によって翌朝引き出され、えい航されて瀬戸漁港に入港した。</p>
気象・海象	気象：天気 霧、風向 西北西、風力 1、視界 不良、黄砂観測 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.9m、潮流 北流約5ノット（鳴門海峡）
その他の事項	本船は、レーダー及びGPSプロッターを設置していなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、大毛島北東岸沖において、霧により視界が悪化した状況下を帰航中、船長が、船底下から異音が聞こえた際、プロペラに何か当たったと思い、機関を中立にしたことから、潮流に圧流され、大毛島北東岸の干出浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、錨の爪が欠損しており、海底を搔くことができなかったことから、避泊せずに、視界が悪化した状況で航行したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大毛島北東岸沖において、霧により視界が悪化した状況下を帰航中、船長が、船底下から異音が聞こえた際、プロペラに何か当たったと思い、機関を中立にしたため、潮流に圧流され、大毛島北東岸の干出浜（岩）に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錨などの属具は、正常に使用できる状態を保つこと。